

保健福祉専門部会協議内容一覧

佐久市・臼田町・浅科村・望月町 合併協議会

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
1	17	010301020208	社会・障害者福祉	重度心身障害者家庭介護者慰労金支給事業	4	浅科村・望月町が実施している。	新市においては、障害のある方が生きいきと生活できる社会の構築により自立と社会参加を促進し、また在宅障害者の生活を地域で支えることにより介護者の介護を軽減するための施策を新たな視点から実施することとする。このため、合併時若しくは新市において、調整案の詳細に記載した事業等を主なものとして、支援費制度の充実と併せて各種施策を実施する。これにより合併時廃止する。	<p>社会適応訓練や創作的活動・文化的活動等サービスと給食サービスを一体として提供し、自立や生きがいを高めるための障害者固有のサービスとしての障害者用デイサービスについて、事業を推進する。</p> <p>施設入所に頼らず、地域の中で自立した生活を地域で支えるため、合併時若しくは合併後早急に心身障害者生活寮等を最低限1箇所整備し、その後必要に応じ新市において順次整備を行う。</p> <p>障害者の社会参加や生きがいづくりのため、合併後、重度障害者の利用も可能な共同作業センターについて整備を進める。</p> <p>合併後に、在宅障害者(児)家庭介護者ふれあい相談事業を実施し、介護者のリフレッシュと孤独感の解消等により在宅介護を支援する。</p> <p>社会参加をするため、また居宅外でのサービス利用を促進するための手段として、合併時に障害者移送サービスを実施する。</p> <p>医療的理由により通所が困難な者について、共同作業所等通所施設への通所を可能とし、社会参加を促すとともに、付添い介護や家庭介護の負担軽減がいる。そのため、訪問看護ステーションから医療的ケアを必要とする障害者(児)のいる通所施設へ看護師を派遣し、その施設において訪問看護サービスを提供する障害者(児)施設訪問看護サービスを合併時実施する。</p>
2	17	030301020209	社会・障害者福祉	歳末見舞金支給事業	5	臼田町が単独で実施している。	新市においては、障害のある方が生きいきと生活できる社会の構築により自立と社会参加を促進し、また在宅障害者の生活を地域で支えることにより介護者の介護を軽減するための施策を新たな視点から実施することとする。このため、合併時若しくは新市において、調整案の詳細に記載した事業等を主なものとして、支援費制度の充実と併せて各種施策を実施する。これにより合併時廃止する。	<p>社会適応訓練や創作的活動・文化的活動等サービスと給食サービスを一体として提供し、自立や生きがいを高めるための障害者固有のサービスとしての障害者用デイサービスについて、事業を推進する。</p> <p>施設入所に頼らず、地域の中で自立した生活を地域で支えるため、合併時若しくは合併後早急に心身障害者生活寮等を最低限1箇所整備し、その後必要に応じ新市において順次整備を行う。</p> <p>障害者の社会参加や生きがいづくりのため、合併後、重度障害者の利用も可能な共同作業センターについて整備を進める。</p> <p>合併後に、在宅障害者(児)家庭介護者ふれあい相談事業を実施し、介護者のリフレッシュと孤独感の解消等により在宅介護を支援する。</p> <p>社会参加をするため、また居宅外でのサービス利用を促進するための手段として、合併時に障害者移送サービスを実施する。</p> <p>医療的理由により通所が困難な者について、共同作業所等通所施設への通所を可能とし、社会参加を促すとともに、付添い介護や家庭介護の負担軽減がいる。そのため、訪問看護ステーションから医療的ケアを必要とする障害者(児)のいる通所施設へ看護師を派遣し、その施設において訪問看護サービスを提供する障害者(児)施設訪問看護サービスを合併時実施する。</p>

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
3	17	010303010801	高齢者福祉	敬老給付金	6	4市町村で実施しているが、給付対象者 給付金額に差異がある。	合併時、新市において基準を設け実施する。	概要 高齢者に対し敬老の意を表し、その長寿を祝福するために給付金を贈る。 対象者 毎年敬老の日現在で市内に6ヵ月以上居住し、当該年度の3月31日において88歳の者及び100歳以上の者。(老人福祉施設入所者を除く) 支給金額 88歳:10,000円 100歳以上:50,000円 支給方法 敬老訪問時に市長より手渡し、それ以外は民生児童委員より手渡し。
4	17	010303010802	高齢者福祉	敬老訪問 敬老祝品	7	4市町村で実施しているが、給付対象者 給付品に差異がある。	合併時、新市において基準を設け実施する。	概要 高齢者に対し敬老の意を表し、その長寿を祝福する。 対象者 市内に住所を有する88歳と100歳以上の高齢者。 その他 祝品は新市において決定する。
5	17	030303010205	高齢者福祉	寝たきり高齢者等家庭介護者慰労金給付事業	8	4市町村で実施しているが、支給金額に差異がある。	合併後、2年の間に段階的に廃止する。なお、その間に施設整備や施策の充実を図る。	介護慰労金は、施設入所を希望しながらも在宅介護を余儀なくされているケースや、地域の在宅サービスの種類や量が足りないため、介護が大きな負担となっているケース、低所得のためサービスを利用できないケースなどの事情を抱えた介護者に対し、その労苦をねぎらい、精神的・身体的苦痛を慰労するため支給されており、介護の負担軽減が目的となっている。 これらを解消するためには、新市において、施設の設置や誘致による待機者の解消や、在宅介護者を支援するための施策の充実、さらには新しい介護サービスの実施が必要となる。 しかしながら、これらのことを合併時まで全てに行なうことは困難であり、また、新市においても経年的に各種施策を充実させていかざるえない。 一方で、介護保険制度施行後、低所得者を除く介護者は、介護保険による老人保健施設や療養型病床群の各施設が準備されており、また、在宅サービスについてもサービス量は足りている状況にある。 以上のことから、合併後、2年間で施設整備や各種サービスの充実、新サービスの実施を行ない、その間に介護者慰労金を段階的に減額し、廃止することとし、あわせて支給対象者の要件に「市町村民税非課税世帯に属する者」を加えることとする。 【支給対象者】 4市町村とも同内容であり、そこに「市町村民税非課税世帯に属する者」を加える。 【経過措置間の支給金額】 平成17年度:30,000円 平成18年度:15,000円
6	17	030303010406	高齢者福祉	保養センター利用券	9	臼田町が単独で実施している。	介護予防ふれあいサロン事業など新規事業の実施や在宅高齢者福祉事業の実施地域拡大、また介護保険制度での新市単独の低所得者対策を図るなどの各種現物の給付による事業を行うこととなり、保養センターの利用券での給付は合併時廃止する。	

提案番号	協議項目番号	コート番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
7	28-3	010303010516	高齢者福祉	配食サービス事業	10	臼田町・浅科村・望月町で実施しているが、実施内容に差異がある。	合併時、在宅介護支援センターによる相談支援やコーディネートを行う	在宅介護支援センターによる相談支援やコーディネートによって、民間事業者等(NPOを含む)がサービス提供者となって実施する配食サービスを活用する。 サービス提供者については、利用者が自ら自由に選択し契約によってサービスが利用できるよう相談支援やコーディネートを行う

各市町村の現況については、添付した現況調査に記載されている。